

材料リサイクル優先の判断基準について

平成28年12月8日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部
(改定日：平成28年12月8日)

平成29年度は、下記記載方法で優先判定を行いました。

1. 材料リサイクル手法優先の品質基準 (PE・PP 混合品、PE または PP)
 - (1) 塩素分 : 0.30 % 以下
 - (2) 主成分 : 90.0 % 以上
 - (3) 水分 : ペレット・減容品 ; 1.0% 以下、 フレーク・フラフ ; 3.0% 以下
 2. 平成28年度契約事業者の再商品化製品品質測定
下記により再商品化製品 (PE・PP 混合品、PE または PP) の品質測定を行った。
 - (1) 塩素分、主成分の品質測定対象試料
第1回：平成28年4月以降に協会が再生処理事業者より直接サンプリングした試料 (全事業者)
第2回：協会が必要と判断し、協会が再生処理事業者より直接サンプリングした試料 (一部事業者)
 - (2) 塩素分、主成分の測定 : 協会が測定機関に依頼して実施 (全試料同一機関にて測定)
 - (3) 水分の測定
6月及び7月に各事業者が出荷時の水分を測定し、月報に記載して協会へ報告。
各月内のデータを平均してその月の水分とする。
 3. 測定結果の優先判断基準

塩素分、主成分、水分それぞれが基準値に全て合格していること
塩素分、主成分：第1回が基準値に合格していること
第1回目が不合格の場合は、第2回目が基準値に合格していること。
但し、平成27年度下期に実施した品質測定結果が基準値に満たなかった場合は、第2回目の測定を行わずに第1回目の結果で不合格とした。

水分 : 6月と7月の平均値が基準値に合格していること
- 注1) 工場内に複数のラインがある場合または製品種類が複数ある場合は、ライン毎、製品毎に塩素分、主成分を測定しライン毎、製品毎に判断
製品形状が2種類以上存在し製造量がほぼ同じ場合は両方測定し両方が合格することが優先の条件
- 注2) データの扱い
塩素分：%の小数点以下3桁目を四捨五入、少数点以下2桁で表示
主成分：%の小数点以下2桁目を四捨五入、少数点以下1桁で表示
水分：%の小数点以下2桁目を四捨五入、少数点以下1桁で表示

4. 優先決定に係る公正性の確保

「特別監査人」(弁護士)を依頼し、以下の監査を実施した。

- ① 試験機関から測定に関する試験完了報告書が発行されていること。
- ② 各測定値の平均が公正に得られていること。
- ③ 優先/非優先が、上記①②に基づき公正に判定されていること。

5. データの公表

個別事業者の測定データは、入札選定結果通知を目途に協会ホームページにて公表する。

以上